

されに至つた。惟ふに最も困難なる立場に立つ交通労働者の
罷業に於て今回、如く一段市民諸君の理解と同情とをかち得た
るものはないであらう。

我等は我等の斗争の正しさを確信するとは云へ此の市民諸君の
態度に對しては心から感謝せざるを得ないものである。斯るが
故にこそ罷業休止が我等に取つて如何に苦痛であらうとも意を
決して市民諸君の好意に報ひざるを得ない所以である。

従来強制調停の苦き経験は殆もすれは我等を強圧して不利に
導く事を教へてゐるも我等が此の苦き経験に拘はらず、罷業を
休止して乗車せんとするはさきに云へるが如く一は市民諸君の
理解と同情に報ひんがためであり、二には此の市民諸君の理解と
同情とが前途多難なる強制調停の進行に當つて我等に與らざる
支持と後援を與へる事も信じて疑はざるが故である。願はくは
我等として再び罷業のやむなきに至らしむる勿れ。

昭和九年九月十六日

東京交通労働組合争議団首脳部



昭和九年九月十六日 (午後五時三十分)

警視廳特別高等警察部労働課

9. 9. 17
15859/28

市電争議ニ關スル情報 (第八二報)

常務理事
労働課長
一日表録

日本交通従業員組合本部ニ於テハ本日午後零時三十分別記
ノ如キ、ストヲ打切り就業スルコトノ就業宣言ヲ發表
セリ

二市電争議應援團會議ノ書記局會議開催

十六日午前十一時ヨリ今十一時三十分迄神田區美土代町三
ノ五市電本部内事務所ニ於テ書記局會議ヲ開催

橋本富貴良 山花秀雄 南浩永 ノ三名出席、市電争議
ニ關シ十五日午前十時三十分調停委員會議命アリタル